○三〇五・七九のうち	その他のもの										
	内臓以外のもの										
	乾燥したもの										
	さけ科のもの以外のもの										
○三・〇六	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	一〇・五％	Ｅ７								
○三〇六・一四のうち	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	四・〇％	Ｅ５								
○三〇六・三三のうち	冷凍したもの										
	かに										
	がざみ										
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	かに	四・〇％	Ｅ５								
	がざみ										
	その他のもの										
	かに	四・〇％	Ｅ５								
	くん製したもの										
	その他のもの										
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	七・二％	Ｅ５	一〇・〇％	Ｅ７						
○三〇七・一九のうち	かき										
	その他のもの										
	くん製したもの										
	貝柱	六・七％	Ｅ３								
	スキャロップ（ベクテン属、クラミュス属又はプラコベクテン属のもの。いたやがい科の貝を含む。）										
○三〇七・二九のうち	その他のもの										
	くん製したもの										
	いたやがい科の貝（ミュティルス属又はベルナ属のもの）										
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六・七％	Ｅ３								
○三〇七・三二	冷凍したもの	七・〇％	Ｅ７								
○三〇七・三九のうち	その他のもの	七・〇％	Ｅ５								
	くん製したもの										
	貝柱	六・七％	Ｅ３								
○三〇七・七二のうち	冷凍したもの										
	貝柱										
	はまぐり	X									
	その他のもの	三・五％	Ｅ５								
	あさり										
	その他のもの	七・〇％	Ｅ７								
	その他のもの										
	くん製したもの										
	貝柱	六・七％	Ｅ３								
○三〇七・七九のうち	クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ふじのはながい科、どりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）										
○三〇七・七九のうち	あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）										

○三〇七・八八のうち	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの）										
	くん製したもの										
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	六・四％	Ｅ５								
○三〇七・九一のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	貝柱	X									
	その他のもの										
	しじみ	七・〇％	Ｅ７								
○三〇七・九二のうち	冷凍したもの										
	貝柱	X									
	その他のもの										
	しじみ	七・〇％	Ｅ７								
○三〇七・九九のうち	その他のもの										
	くん製したもの										
	スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	六・七％	Ｅ３								
第八類											
○八・〇三	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮										
○八〇三・一〇のうち	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）										
	プランテイン										
	生鮮のもの										
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの										
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの										
○八〇三・九〇のうち	その他のもの										
	生鮮のもの										
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの										
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの										
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）										
○八〇四・三〇のうち	パイナップル										
	生鮮のもの										
	一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）	Q	3	Q	2	Q	2	Q	2	Q	2
第一三類											
一三・〇二	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス										
一五・一二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）										
一三〇二・一九のうち	植物性の液汁及びエキス										
	その他のもの										
	飲料のもと										
	植物性の一種類の原料から得たもの以外のもの										
第一五類											
一五・一二	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう										
一五一二・一一のうち	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）										
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物										
	粗油										
	酸価が〇・六を超えるもの	一六・五％	Ｅ15								
	サフラワー油	一キログラムにつき八円五〇銭	Ｅ15								
	その他のもの										
	ひまわり油	一キログラムにつき一〇円四〇銭	Ｅ15								